

会 議 録

会議の名称	第1期第5回小金井市行財政改革審議会		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	令和6年2月8日(木) 午後7時30分～午後8時55分		
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室		
出席者	委員	黒崎 晋司 会長、大谷 基道 副会長、 高橋 良一 委員、横須賀 周平 委員、是枝 嗣人 委員、 佐島 規 委員、八木 尚子 委員、中村 彰宏 委員、 深澤 良彦 委員、矢向 潤 委員	
	事務局	企画財政部長 水落 俊也、行政経営担当課長 平野 純也、 自治体DX推進担当課長 平岡 良一、企画政策課主査 久保田 洵、 企画政策課主査 佐藤 洋幸	
欠席者	なし		
傍聴の可否	Ⓞ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	1人
会議次第	別紙1のとおり		
会議要旨	別紙2のとおり		
提出資料	<p>事前配付</p> <p>資料1 行財政改革2025個別取組の内容変更について</p> <p>資料2 受益者負担の考え方について</p> <p>資料3 受益者負担に対する行財政改革市民会議答申等抜粋</p> <p>資料4 小金井市受益者負担基準</p> <p>資料5 小金井市清掃関連施設(資源物処理施設)へのネーミングライツ導入について</p> <p>資料6 小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方</p>		

別紙 1

第 1 期第 5 回小金井市行財政改革審議会 次第

日時 令和 6 年 2 月 8 日 (木)

午後 7 時 3 0 分から

場所 市役所本庁舎 3 階第一会議室

- 1 行財政改革 2 0 2 5 個別取組の内容変更について (報告事項)
- 2 小金井市清掃関連施設 (資源物処理施設) へのネーミングライツ導入について (報告事項)
- 3 その他

※ 配付資料

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 資料 1 (事前) | 行財政改革 2 0 2 5 個別取組の内容変更について |
| 資料 2 (事前) | 受益者負担の考え方について |
| 資料 3 (事前) | 受益者負担に対する行財政改革市民会議答申等抜粋 |
| 資料 4 (事前) | 小金井市受益者負担基準 |
| 資料 5 (事前) | 小金井市清掃関連施設 (資源物処理施設) へのネーミングライツ導入について |
| 資料 6 (事前) | 小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方 |

別紙 2

第 1 期第 5 回小金井市行財政改革審議会 会議録

(午後 7 時 3 5 分開会)

- ◎会長 第 5 回小金井市行財政改革審議会を開催します。
事務局から、出席状況と資料の確認をお願いします。
- ◎事務局 欠席の委員は、いらっしゃいません。横須賀委員は、オンラインでの参加になります。なお、傍聴者が 1 名いらっしゃいます。資料については、事前に配付させていただきました資料 6 点でございます。
- ◎会長 それでは早速、議題 1 の報告事項、行財政改革 2 0 2 5 個別取組の内容変更について、事務局から説明をお願いします。
- ◎事務局 それでは、行財政改革 2 0 2 5 の個別取組の内変更について、説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。
- 行財政改革 2 0 2 5 では、巻末に個別取組を掲載しておりますが、資料の 1 番の対象に掲載している、取組項目 1 9 「公民館使用団体未利用時間の使用料有料化」について、公民館において検討を進めていく中で、取組内容等について再考が必要との判断に至ったことから、内容等を一部変更しました。
- 1 番の表をご覧くださいますと、現行の取組では課題・目的の欄にありますとおり、公民館へ登録している団体が利用していない空き時間帯に、公民館を有料で貸し出す規定の整備を検討するとしております。これは文字通り、公民館の登録団体が公民館を使用する場合は無償のままで、登録団体が利用していない空き時間は、使用料を払えば誰でも使用できる仕組みを構築するというものとなります。
- また、その下の取組内容欄にありますとおり、この考え方については公民館運営審議会での協議を経た、公民館中長期計画で決定されたものとなります。このため、公民館では、公民館中長期計画に基づき有料化を検討してまいりましたが、この方針では、仕組みの構築や運用に係る事務的なコストと使用料収入が見合わないだけではなく、そもそも受益者負担の主たる目的である、その施設を頻繁に利用する市民と、まったく利用しない市民との間に生まれる不公平を解消できないという課題が残るため、公民館中長期計画で決定されたものではあるものの、再考が必要ではないかとの考えに至りました。
- そこで 2 番の経緯にあるとおり、本件は、公民館中長期計画に係るものとなりますので、その基本的な方向性については、公民館運営審議会の中で検討していただいております。そして昨年秋に、その方向性が確認されたことから、1 0 月に庁内の行財政再建推進本部で、市としての方向性も確認し、本日、

行財政改革に係る個別取組の変更として、行財政改革審議会にも報告させていただくものです。

そこで、3番の協議された方向性となりますが、初めに市から、現在の計画では、使用料を徴収しても、年間の歳入は3万円程度となり、お金の管理などに係るコストを鑑みると、費用対効果という観点で厳しいことや、市の受益者負担基準について改めて説明いたしました。そうしたところ、公民館運営審議会の中では、社会教育には受益者負担は馴染まないとの意見もあったものの、最終的には、社会情勢の変化や、他市の実績等をふまえれば、市の受益者負担基準を尊重し、公民館に施設使用料を導入することは、妥当であるとの意見で概ね一致したことから、その後の改選を経て、現在の第37期公民館運営審議会に継続協議事項として申し送られたところです。

なお、4番のその他にも記載したとおり、具体的な協議等はこれからとなるため、現時点で詳細なスケジュール等をお示しすることはできませんが、今後、公民館において公民館運営審議会を開催し、受益者負担の導入について具体的な協議を進める予定です。

次に、資料2をご覧ください。本日は、この個別取組の変更について報告させていただいたうえで、改めて行財政改革審議会としての、受益者負担についての考え方を伺いたいと思っております。このため、まずは受益者負担について、認識の共有を図りたいと思います。

初めに「受益者負担とは」というところですが、市の提供する様々な市民サービスは、市民の皆様からいただいた税金で賄うのが原則となります。しかし、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについては、それに係るコストの全てを税金で賄うと、サービスを受ける方と受けない方との間に不公平が生じることから、サービスにより利益を受ける特定の方に、利益の範囲内で使用料や手数料をご負担いただくのが受益者負担となります。

しかし、このように主たる目的を公平性の確保として導入している受益者負担ですが、同時に歳入の確保に繋がる取組でもあるために、行財政改革において、長い間、歳入確保の取組として位置付けてきたこともあり、そちらのイメージの方が強く浸透しているように感じています。

このため、受益者負担の導入を進めようとする、どうしても市の財政的な都合で市民に負担を強いるものと捉えられる傾向にあり、特定の利用者や議会等から、必ず反対の意見をいただくこととなります。

そこで、市の行財政改革を後押しする立場にある行財政改革審議会として、受益者負担について改めて認識を共有いただいたうえで、その必要性についてご意見等をいただければと考えています。

なお、資料3として、この審議会の前身である行財政改革市民会議の受益者負担に対する意見等を抜粋したものと、資料4として小金井市受益者負担基準をお付けしておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、資料2の裏面には、今回の案件である公民館に受益者負担を導入することについて、経過や市の考え方を記載しております。この間の経過ですが、本市の公民館も、設立当初は有料でしたが、社会情勢の変遷を受け、約50年前から無償になっております。その後、全国的に受益者負担の考え方などが浸透していく中で、本市については、中々有料化に踏み切ることができず、第三次行財政改革大綱以降、行革の取組として掲載し続けておりますが、10年以上実施されていない状態にあります。

そして、その大きな理由として、そもそも社会教育には、受益者負担は馴染まないという考え方が、公民館を頻繁に利用される方々の中にあるのだと思います。社会教育法は、市民が自ら文化的教養を高められる環境の醸成を市に求めているため、社会教育の活動のために公民館を使用するのであれば、無償であるべきとの考え方が、社会教育団体や公民館運営審議会等の関連団体の中に浸透しているのだと思われます。

なお、同じ教育行政である学校教育は、義務教育ですので、学校教育法で学校の設置費、管理費、授業料を市が負担することを明確化しておりますが、社会教育は、任意であるために、その費用について、社会教育法では明確化しておりません。

市といたしましては、公民館における社会教育関連団体等の活動が、社会教育全体の普及に資すること等もふまれば、無償であるべきとの考え方も理解できるところでありますが、一方で、公民館を普段利用しない市民の立場に立てば、社会教育の普及のためかどうかの判断は難しく、特定の利益を得ているように感じることも理解できるため、公民館は一律で有料としたうえで、減免規定により調整する方が適当ではないかと考えているところです。

このような考え方は、既に公民館を有料化している他自治体の多くで取り入れられているものでもあり、社会教育の理念に背くものではないと考えているところです。

受益者負担の考え方と公民館の取組の説明は以上となります。

先ほど申し上げたとおり、この間も行財政改革市民会議の中でも指摘され、その必要性はご議論いただいているわけですが、改めて、行財政改革審議会となったところで、受益者負担の必要性について、ご意見をいただければと思っています。

◎会長

ありがとうございます。受益者負担は、収入を確保していくことが主目的で

はないということですね。

それと、5つの館を合わせても現計画では、年間で3万円程の収入にしかならないという試算が出ているということです。

資料1は、報告とのことですが、これについて質問があればまずお受けしたいと思います。そのうえで本日、審議会に求められているのは、受益者負担について、皆さんの率直なご意見を伺いたいということです。

◎八木委員 資料1の取組で、使用団体未利用時間に限定して有料で貸し出す方向で考えるようになっていたということですが、具体的にどういうことを想定してこうなったのでしょうか。未登録団体は事前に空いているかどうか分からないのに、有料で借りるということが、どういう状況を想定している話なのかということを知りたいです。

◎事務局 細かいことは、公民館の担当でないと分からない部分もありますが、この間、公民館運営審議会の議論の中で、社会教育の推進のための利用は無償であるべきだろうという議論があり、一方で、公民館の登録団体が使っていない、空いている時間であれば、そこは有料で貸し出しても良いのではないかとということが、公民館の中長期計画の中で決められたということです。

これを基に、行財政改革の個別取組が作られたと聞いています。

◎会長 予約されていない、空き時間ということですね。

◎矢向委員 仕組みが分からなくて質問したいのですが、使用団体が年間予約するといった仕組みなののでしょうか。利用の仕方がどうなっているのか教えてください。

◎八木委員 まず、公民館登録団体として、5名以上のグループで登録します。登録した団体のみがIDをもらって、パソコンから予約ができます。ただ、このシステムには穴があって、5名以上で、半数以上が市内在住であれば、社会教育が目的ではなくても、登録ができます。

ですから、同じ人が多く使っていたり、社会教育として使っていなかったりといった実体があるから、それは受益者負担を求めて良いのではないかとこの考え方が、元々にはあるのではないかと思います。それはまた別の話になりますが、そういう現状です。

システムでは、2か月先くらいまで、何曜日の何時に、どこが空いているか見ることができますし、当日予約も当日キャンセルもできます。ただ、そもそも登録をしていない団体は、突然今日、即売会がやりたいので、公民館が空いているから使わせてほしいとはならないと思うので、未登録団体の使用とはどのようなものを想定しているのかがよくわかりません。

◎会長 登録している団体でないと予約状況が見られないのですか。

◎八木委員 登録してなくても、空き状況を見ることはできます。

- ◎副会長 登録団体は、どういう条件を満たせば社会教育団体としても認められるのでしょうか。自称が良いのでしょうか。
- ◎八木委員 一応、社会教育団体は10人以上である必要があって、申請する時に、何をする団体なのかという目的を書きます。
- ◎副会長 そうすると、近所の人で「何か学びましょうね」といえば、社会教育団体になるということですか。
- ◎八木委員 はい。フラダンス講習会でも、お花の講習会でも登録できます。
- ◎中村委員 申請したうえで、社会教育委員の会議で承認されれば、社会教育団体として認められるというシステムになります。
- ◎八木委員 社会教育ですので、自分たちで問題解決したり勉強したりという芽はどこに転がっているかわからないので、そこでグループを組んで勉強しようというのを、社会教育団体として公民館で活動しましょうというのが、元々の公民館の使い方ですので、無償であるべきではないかというのが公民館運営審議会の考え方だと思います。
- ◎矢向委員 公民館は、市内にいくつあるのですか。
- ◎会長 5館です。
- ◎矢向委員 新市庁舎にもできるのでしょうか。
- ◎会長 市庁舎のところにできるのは、福社会館になります。
- ◎事務局 市庁舎建設後も、公民館は、今の段階では現状の数のままとなります。
- ◎会長 委員の皆さんのわかりにくいところは、利用実態ではないかと思います。
- ◎事務局 利用実態について詳細は持ち合わせておりませんが、空き時間に、登録団体でない方々が使っている実績から試算すると、そこに受益者負担を求めても、年間3万円程度しか収入が見込めないということになりまして、要するに、それぐらいしか使われていませんというのが実態になります。
- ◎八木委員 登録団体でない団体が使うこともあるのですか。
- ◎事務局 はい。例えば前年度の実績で見た時に、そこに使用料を設定しても、年間で3万円程度というのが、今の試算ということです。
- ◎副会長 件数でいうとどのぐらいになりますか。
- ◎事務局 極めて少なかったかと思います。
- ◎深澤委員 何回までしか使えないといった規定はあるのですか。
- ◎八木委員 月に何時間とか何回までという規定はあります。
- ◎深澤委員 ずっと押さえてしまうのはだめということですね。
- ◎会長 5つの館があって、部屋がいくつがあると思うのですが、利用率はどれぐらいなのか。
- ◎是枝委員 100円単価で300時間なのか、3,000円単価なのか。

◎会長 利用率90%~95%くらいまで、年間通して使われているのか、70%くらいなのか。それにもよりますよね。お金の話というよりも、もっといろいろな人に使ってほしいということがあると思います。

◎八木委員 話が飛んでしまい申し訳ないのですが、市民会議の7期、8期の時に出た受益者負担の話は、公民館だけの話ではないです。どちらかというと、集会所ですとか、今は有料になりましたけれども、マロンホールとか、上水会館とか婦人会館とか、それらの公共施設において、受益者負担をもっと推進した方が良いのではないかとということであって、公民館ピンポイントではなかったです。

◎会長 その時の話では、もっと対象が広がったですね。

◎八木委員 はい。ですから、今、どこまで受益者負担が推進されているのかわからないので、もう残るは公民館だけなのか、その辺がわかりません。

◎会長 今日の資料では、資料1は公民館なのですが、資料2以降は、受益者負担ということで、もっと対象を広げてご意見を伺いたいということかと思えます。

◎事務局 今回は、行財政改革2025に載っている公民館の有料化の取組の内容が変更になりましたという報告をきっかけとして、受益者負担の考え方についてご意見を伺いたいということになります。先ほどおっしゃられたとおり、元々、平成9年に行財政改革を始めた時から、受益者負担を進めていこうという考え方があって、平成12年には行財政改革市民会議から受益者負担について専門に答申をいただいています。その時には広く、受益者負担を求めていきましようという形でご意見をいただきまして、この間もそれを進めてきて、それこそ集会所施設ですとか、そういったところでの実績を増やしてきました。その中で、公民館に関しては、この間叶ってこなかったというところで、今回の行財政改革2025の継続取組としましたが、内容は「未利用時間」という形となっています。それを今回、未利用時間だけではなくて、全ての利用者を対象とした受益者負担を検討しましょうという話になったということです。

◎会長 いくつかの議論の経緯があって、論点もいろいろあると思いますが、利用の実態でいえば、例えば他市の話ですけれどよく聞くのは、すごく熱心に使われている団体がいる一方で、選挙の時ぐらいしか行かない、あるいは、行ったことがないという人もいるかもしれない、公民館はそれぐらい市民によって利用度の差がある施設だと思います。

そういうことをどうしていきたいのかということが、まずあつたうえで、受益者負担をどうするかという、議論の順序になるような気がしますが、今日の資料だと、年間通して利用者がどれぐらい、あるいは利用団体が何団体ぐらい使っていて、利用率が何パーセントで部屋が埋まっているなどのデータがない

ので、議論が難しいと思います。

資料4の4ページの表で、市場的、非市場的、必需的、選択的という4象限に整理されていますが、ここに該当する主な施設の利用状況がどうなっているのかという資料があると、もっと議論がしやすいかと思います。

今日はそういった資料がないなかで、受益者負担についてどう考えれば良いのかということについて、皆さんからご意見がほしいということかと思しますので、例えば、まずこれが大事で、そのうえでこうした方が良いとか、考え方があると思いますが、いかがでしょうか。

◎矢向委員 この資料4の3ページにある受益者負担率の計算がありますが、例えば本町の公民館で、1時間当たりいくらかの使用料になりますか。

◎事務局 公民館運営審議会の中で今後検討しますので、具体的にはまだありません。

◎矢向委員 ある程度の金額のイメージは、受益者負担を議論するうえで示していただきたいなと思います。負担という言葉を使う以上は、どの程度の負担感なのかというイメージも必要かと感じます。

◎会長 1時間2～300円なのか、1,000円くらいなのか、部屋の大きさによって違うのかとか、そういうことですね。正確な数字でなくても。

◎八木委員 正確な数字でもなく、昔の話ですけれども、婦人会館とか上水会館のような、今有料になっているところで、子ども関係の団体だと半額くらいになるということで、1時間80円くらいでした。ですから160円程度なのかと思います。

◎会長 一人ではなく、一団体でということですね。

◎八木委員 はい。ですので、先ほどの試算の3万円程度にしかならないのだというのは想像ができます。

◎矢向委員 主観ではありますが、金額的に少額で、負担感がそうないのであれば、議論もそれなりで良いのではないかと思います。

◎事務局 前提として、市がいただく使用料は、サービスの対価としていただく利用料ではなくて、あくまでも利用する方が受ける利益の範囲でいただくのが、使用料の考え方になりますので、単価としては、それほど高いものではないです。

◎矢向委員 わかりました。

◎会長 資料4の3ページの下の方の受益者負担率から4ページのこの表がありますが、この考え方を、説明していただいた方が良いかと思います。その方が、意見が出やすいかと思いますがいかがでしょうか。

◎八木委員 図書館は、必需的サービス、非市場的サービスということですが、何故ここなのかとは思いますが、お金が絡まないからでしょうか。分類はどうしてここなのかは聞きたいと思います。

◎高橋委員 多摩地域の他市もそうですが、受益者負担というのは、当然の話になってい

るので、それぞれの自治体で、こういう受益者負担基準というものを作っているはずですが、どこの自治体にもあると思います。小金井市も、他市と比べて、小金井市独自ということではないと思います。この受益者負担率0%というところであれば、例えば、図書館法でお金を取ってはいけないことになっているので、図書館はそういう考え方で位置づけられていると思います。あと受益者負担率50%、100%とかは、各自治体で若干違うかもしれないですけど、基本的な考え方というのはどこも同じだと思います。当然、こういう基準は作るべきだと思います。

◎八木委員 例えば、武蔵野プレイスでは、社会教育関係の活動をする団体は無料、その他のお稽古事とかに使う団体は有料というふうに明確に分かれています。そういう基準が小金井市にも必要であるとは感じています。どれもこれも全部ひっくるめて有料だというのであれば、社会教育施設としては、どうなのかなという思いがあります。

公民館運営審議会で行われているように、やはり社会教育に関しては無料で誰でも学べるというところが必要なのですが、残念ながら小金井市の今までの公民館の歴史では、さきほども言いましたけれど、個人的な目的の「なんとか教室」が活動しているというのが実態なので、武蔵野プレイスのように、本当にお稽古で使うのだったら、受益者として負担してくださいということになるかと思います。そういうところが、これでは明確にはならないので、どうするのだろうと思います。

◎高橋委員 補足させていただきますが、武蔵野プレイスは複合施設になっているので、有料化している部分というのは、それこそ社会教育的なところで、図書館ではない部分です。それと、もともとあそこは市の直営ではなくて、財団法人が運営しているので、他の市の施設に比べると若干高めの設定になっていたりします。また、例えば4階の会議室は会員制になっているので、会員登録しないと使えません。そういったところで他の施設と若干違うところがあります。

◎会長 ありがとうございます。

◎中村委員 今のお話の中で、やはり押さえておかないといけないのは、利用目的だと思います。そこをどうやって切り分けるかという中において、公的な利用という場合もあるわけです。あるいは、個人的な利益の為に利用する場合もあるという中で、先ほどの公民館の登録団体利用以外の空き時間というのは、おそらくは、民間利用を想定していて、それは公的な利用ではなくて、利益ベースですから、そこはお金を取りましょうということかだと思います。ですから、利用目的を切り分けることによって、受益者負担であるかどうかというのがわかるのではないかと思います。

それと、いろいろな市の施設は、コストが既にかかっているわけです。そこを減価償却するかどうかというところですから、先ほどの利用目的とも関連するのですけれども、例えば商業ベースで使うのであればいただきます、公的な場合はいただかないという考え方で良いのではないのでしょうか。

それと、他市が受益者負担においてどういう事例でお金を取っているかというものが資料としてあれば、論議もしやすいと思います。

それから、公民館の関係については、私が関わっている中で、いわゆる利用状況、稼働率のデータはありますから、すぐに出せると思います。

◎会長

ありがとうございます。他にいかがですか。

◎是枝委員

受益者負担の観点で一点質問です。

資料4の2ページで、人件費という項目があって、参考として1分当たり70円という記載がありますが、今の婦人会館とか上之原会館とかの100円、200円の使用料には、反映されていないということでよろしいですか。

◎事務局

婦人会館、上水会館、上之原会館、西之台会館の4会館については、長い間課題となっていましたので、ある時期から有料化に踏み切らせていただきました。これに当たって、資料4の「受益者負担基準」の前に策定された「基本的な考え方」という基準の計算式の中に、新築ベースで、減価償却していくものも含めて計算式に参入されたという状況があったものですから、20年も30年も経っている施設で、そういう部分を含めるのはどうかということで、基本的には光熱水費を中心に計算をさせていただいたというところがあります。

ですので、西之台会館の一箇所だけ㎡数が少し大きいので、そこだけ1時間200円ですが、それ以外は全て1時間100円と設定させていただいて、ご理解いただいたという経過があります。

◎是枝委員

新宿区は、公民館でお葬式をあげることができます。お葬式の場合は時間貸しになりますので、2日間借りて6万円くらいがベースになっています。使用料としてはプライベート空間として使うので、それに見合った対価を払うというのは当然で、新宿区は区営斎場を持っていないので、他の自治体は区営斎場の使用料がだいたい5、6万円ですから、それに合わせた価格設定になっていて、非常にわかりやすいです。ただ、サービスとして利用させない会場も当然あります。

小金井市の場合は、そのようなプライベート空間として貸しているわけではないというのが前提ですので、公民館の場合は社会教育ですから0円ですけれども、他のところは100円、200円ですとしたとき、100円、200円というのは、光熱費でしかないから、ハコモノであったり、駐在している人の人件費であったりは入っていない計算になっている理由は、建物の減価償却はす

でに終わっているからということで良いですよ。

◎会長 　　ただし、次のページでは、使用料と手数料の計算に人件費が入っていますが。

◎是枝委員 　それが、今はほとんど算入されていないということを、今後、基準に載せていくのかどうかということになります。

◎事務局 　　原価計算の考え方ですが、5ページを見ていただきますと、適正価格の算出のところに「最終的な価格は、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮し、決定するものとする」とありまして、他の自治体で、均衡を図って算出すべきものがあれば、それも考慮しますし、そういうものがない、初めて算出するような場合には、この原価計算に基づいて算出してみるという、2段階構えになっていますので、必ずしも人件費を入れなければならないと決まっているわけではありません。一つの考え方として示してあるのであって、あとは均衡等を図って決めていきたいと思いますというものになります。

◎是枝委員 　　萌え木ホールとかは、管理費がかかっているから、少し割高であるというイメージですかね。

◎事務局 　　萌え木ホールとマロンホールについては、新しくできた時点から金額を設定させていただいている経過がありますので、原価として参入している経費が少し違うということはありません。ただ一方で、やはり他市との均衡を図る必要があるので、必ずしも全額盛り込んでいるということではなかったかと思います。その結果、1時間100円よりは、高い金額になっているかと思います。

◎副会長 　　3ページの「施設使用料」と「事務手数料」とあるのは、「施設使用料（原価）」という意味で、これが5ページの「原価」に代入されるということでしょうか。

◎事務局 　　はい。そうです。

◎副会長 　　なるほど。そうするとこれは「施設使用料」ではなく、施設使用料を考えるうえでの原価ということですね。

◎是枝委員 　　今後の展開についてですが、無料で使えるところがあっても良いですし、一方で有料のところもあって良いと思います。有料のところについては、これから先を考えていけば光熱費も上がっていきますし、金額を上げていくということが、結局、その施設をまったく利用しない市民の税金もそこに投入されているということを考えると、やはり受益者には負担をしていただくことが必要になると思います。そのうえで、減額であったり、無料であったりというのは、やはり明確な基準があった方が良いと思いますし、まして、そこに不公平があってはいけないことですので、しっかりと団体や利用実態の精査していただかないといけないです。裏でお茶代をとっていたりするのであれば、営利で行っている活動と変わらないので、意味がなくなってしまいます。その基準がクリ

アになれば、「この施設は古いから、光熱費だけなので安い。だから人気があってなかなか予約が取れない」とか「ここは新しいから少し高いけれど、駅からのアクセスも良いから人気がある」とかある中で、市民は数百円から数千円の中で選べるということが「サービス」ではないかと思います。その基準を議論するのであれば、会長が言っているように、各施設の資料がなくて精査ができないので、資料をいただければと思いました。

◎会長

ありがとうございます。限られた資料の中ではありますが、皆さんが「こういう考え方が大事なのではないか」ということがあればご意見をいただきたいと思います。

公平性、平等性というのは、当然大事なことだと思いますが、もう一つ、行財政改革の審議会の立場からすると、いかに広くいろいろな市民の方に使っていただくかということも、同時に考える必要があると思います。

特に、コロナ禍のようなことがあると利用の仕方も変わってきたりして、今日も横須賀委員にオンラインで参加していただいていますけれど、インターネットを使って勉強会とかもどんどんできるようになりました。

そのように状況が変化している中で、では、公民館を含めて公的な施設には、今後どういうあり方が求められるのだろうということから考えることが、100円なのか200円なのかの話よりも、大事なような気がします。公民館運営審議会で検討されてきていると思うのですが、行財政改革審議会では、そういう意見も出ましたとお伝えいただければと思います。

◎横須賀委員

この議論について、私も会長と一緒に、100円、200円の話をするべきではないかと思っていて、事務局も、これ以上データを用意する必要はないかと思っています。大事なのは「何をしたいのか」だと思います。

企業的な発想になるかもしれないのですが、小金井市は、財政が厳しい中で、でもサービスは良くしたいですね。そうであれば「受益者負担基準は、全員に適用されます。市外の方は、こうやってお金をいただきます。」それで、もうクリアなのかなと思っているので、正直、もう「こうします」「公平性については、こうです」というのを、他市の事例だけ使って出してしまって、後は空いている時間有効活用していただきたいので、小金井市では、こういうふうに取り組んでいきます。」という大きな指針があれば、100円、200円というのは、もちろん大事だと思うのですが、この議論よりは「何がしたいのか」「小金井市の財産をどう使っていただきたいのか」という話をした方が良いのではないかと、話を聞いていました。いろいろ複雑な話があると思うかもしれませんが、私は、この話をするよりは、もっと大きな話からつなげた方が良いかなと思いました。

- ◎会長 公民館の役割とか、どう使いたいのか、どういう施設として利用したいのかという議論ですね。
- ◎横須賀委員 そうですね。
- ◎会長 ありがとうございます。
- ◎八木委員 今回は、公民館がピンポイントになっていますが、他の公共施設の受益者負担がどれだけ進んでいるのか、そちらの方が私は先かと思います。公民館は、社会教育の特殊な施設ですので、市民会議でも話が出ていましたけれど、誰が見ても納得できる「これなら社会教育だから無料でも良いよね」という明確な基準を作るとするのは、とても大変だと思います。ですので、その前に小金井市にある社会教育法で縛られていない、集会施設とかの有料化がどこまで進んでいるのかの資料をいただきたいと思います。
- ◎会長 公共施設全体の再編や複合化ということにも絡んでくる話かもしれないですね。それに関する方針は、市から出ていると思います。
- ◎八木委員 その進捗を聞きたいです。
- ◎会長 進捗報告できますか。
- ◎事務局 検討させてください。
- ◎中村委員 今、小金井市で、公共施設マネジメントの関係で、冊子が出ていますよね。それを皆さんに見ていただくのも一つですね。それは、受益者負担と密接に関係してくるものだと思います。
- ◎会長 公共施設マネジメントに関しては、取組はもう始まっていて、計画を作っている段階かと思います。
- ◎事務局 今出ているのは総合管理計画というもので、公共施設は、総量としてどれぐらいあって、これを長寿命化して維持していくと、どれぐらいの費用がかかりますというのが示されていて、大きな方針としては総量抑制が必要とされています。
- ◎中村委員 それで良いのではないのでしょうか。
- ◎八木委員 受益者負担という大きな枠組みの中で、総括の全体像がまだ見えていないのに、一番難しい公民館から手をつけることは、どうなのかなと思っています。その前に、保育料とか、受益者負担としてこの考え方を基本として考えていかなくはいけないものは、他に山ほどあるのに、何故公民館から手を付けたのかと思います。
- ◎事務局 公民館から手を付けたということではなく、むしろ残っている公民館にいよいよ取り組むということです。
- ◎会長 今回は、行財政改革2025の個別取組の中の公民館の取組について、内容を変更するというので、資料1を示しているのであって、公民館改革から始

めようとしているわけではないということですね。

◎八木委員 公民館が残っているのは難しいからですよ。保育料とか、これから先は学童の利用料とか、受益者負担を考えるのであれば、受益者として負担していくように市民に求めていかなければいけないものは他にもあって、それも含めての考え方ということなので、ハコモノだけではなく、もう少し大きな枠で、この指針を考えてもらった方が良いのではないかと思います。

◎会長 資料1は、公民館の取組変更に係る報告、資料2以降は、広く受益者負担全体についてと考えていただければと思います。

◎副会長 公民館の話は、公民館運営審議会に諮るのですね。ここでは、資料2の受益者負担の考え方について意見がほしいということでしょうか。

◎事務局 事務局としては、公民館の話から入って受益者全体の話をさせていただいておりますので、先ほど是枝委員からいただいたような意見を、我々から公民館の担当に伝えて、それを公民館運営審議会の中でご議論いただくというのが望ましいと思っております。

もともと市には受益者負担の考え方というものがあって、それに基づいて公民館運営審議会でも議論を進めていただいているわけですが、改めて今回、この取組の再検討を機に受益者負担に対する行財政改革審議会の考え方を伺って、それを公民館側へフィードバックしていきたいと考えています。

◎副会長 この資料4の平成30年に策定した基準を改訂したいということでしょうか。

◎事務局 そこまでは想定しておりません。今回、資料1のとおり、公民館の取組の方向性が変わったことを報告させていただきました。そしてこれが、受益者負担にかかる話であるというところから、小金井市の受益者負担について改めて審議会でも共有させていただきたいということで、資料2、3、4をお示ししました。

ですので、今回の公民館をきっかけとして、受益者負担というものが、今後議論されていくということをふまえて、まずこの審議会の皆さんと認識を共有して、そのうえで受益者負担の考え方について改めてご意見があれば伺って、それを公民館側にも伝えたいというのが本日の趣旨です。

◎副会長 というと、例えば、この資料4の受益者負担基準というのは、既に決まっているものだと思いますが、今こうなっているけれども、これを変えなければおかしいという意見を期待しているということですか。

◎事務局 初めからそこまで期待していたわけではありませんが、そういう意見があれば、おっしゃっていただければと思います。

◎八木委員 受益者負担の考え方というのは、先ほども言いましたが、ハコモノだけではなくて、サービスを受けているものに関して、受益している方が負担した方が

良いのではないかという考え方ですよね。

ところが、この受益者負担基準は公共施設などのハコモノについてしか書いていないのです。

◎会長 資料3の答申等の抜粋の中で、保育料とか、学校給食費とか下水道使用料など多岐にわたっており」といった表現も出てきていますね。

◎八木委員 そういったものは、この受益者負担基準は当てはまらないということですか。

◎事務局 受益者負担基準には、使用料の他に手数料も入っています。

◎会長 手数料というのは、窓口の事務の手数料なので、給食費とか下水道使用料は入っていないのではないですか。

委員はそれぞれの立場や経験から、いろいろな意見をお持ちかと思いますが、本日の審議会としてどういう種類の意見が求められているのか、明確にしましょう。

例えば、資料1は報告です。資料2、3、4を見ていただいたうえで気になる点とか、あるいはここは大事なのではないかというご意見がほしいということなのか、あるいは、これについてご了解くださいというだけなのかで全然違うと思います。

◎高橋委員 もう一つ、資料3について、第8期、第10期の方針が載っているわけですが、この審議会では今回初めて協議しているわけですから、この審議会として、意見書を出すということも考えられます。

◎会長 市民会議での答申に代わる何かを期待されているのかということですね。

◎事務局 今回、答申ですとか提言までいただくという想定はしておりませんでした。先ほど会長がおっしゃったとおり、資料2、3は、これを改定するというのではなく、読んで認識を共有していただいたうえで、意見をいただければと思っています。

◎副会長 事務局としては、受益者負担の考え方を、今一度整理し、今後、審議会の意見として市議会等で発信していきたいと言っていたかと思いますが、そうであれば、この受益者負担基準の考え方が、これで適正なのかどうかということを議論して、最終的に審議会としての結論を出すということかと思っていました。

それが、今、公民館のミクロの議論になっているので、そういうことではないのではないかと聞いていました。

◎会長 議論の方向性としては、資料1は報告として、資料2、3を読んで気になる点とか、ここは大事という点、あるいは欠けている点について意見を出していただければと思います。

先ほども言いましたが、コロナ以降どうなったのかとか、施設の利用状況とか、IT化が進んでいく中で違った形の学習や活動の形態が、いろいろな施設

であり得ますねというような意見が求められているのかなと思っています。

◎八木委員

受益者負担ということに関しては、市民の皆さんはアレルギーを持っている方も結構いて、大枠の中での受益者負担というのが、なかなか進んでこなかったのが現状です。市民会議としては市民の代表ということで議論させていただいていましたので、受益者負担を進めるべきではないかという大きな道筋は、毎回、答申の中でも出させていただいていたと思います。事務局としては、受益者負担というものに関して、どんどん進めていくようにした方が良いのではないかと、改めて皆さんがどう思っているかを確認したかったのではないかと気がしています。ただそれについては、利用率などのデータがないので、何とも言えないということです。

本日の審議会では、個別の話ではなく、受益者負担という大枠で考えてもらわなければいけないわけですし、今までのこの社会情勢を鑑みれば、それが大きな流れではないかというのを確認できれば良いのではないのでしょうか。

私は、賛成です。やはりこれからは行政サービスといえども、受益者は公平性のためには負担をしていかなければいけないと思っていますし、それを行政としては進めてほしいと思います。

◎是枝委員

資料4のところ、原価の中に人件費が入っていますが、学校給食費は大勢の分を作っているからそんなには高くはないのですけれど、市の保育園では、預かっている子どもの数が多くないので、一人当たりの経費で計算すると、結構上がってしまいます。そうすると、やはり収入に対して負担率を変えていくなど、保育料と同じような考え方になっていくと、この0%、50%、100%みたいな4つの割り振りだけだと、おそらくやりきれなくなるはずです。

なおかつ、市民サービスとして、お金を払わなければ使えないとなったときに、そういう人たちの層がどれぐらいいるのかという話にはなってくると思います。また、他の施設では「実際にかかってくる高熱費と人件費くらいは払ってください」みたいな形にするとか、あとは、その利用してもらう方の収入とか利用状況もかかわると思います。それこそ社会教育に使うとかであれば減額が発生することもあると思います。しっかりと受益者負担をとるという方向性に行くのであれば、多数の細かな基準みたいなものが必要になるのかなと思います。

ただ、先ほど横須賀委員が言っていたように、年間で3万円にしかならないものに対して、職員がどれだけの労力を費やすのかみたいなで費用対効果がないということであれば、もっとわかりやすい基準でやらないといけないという話にもなると思います。どこまで価格を上げて良いのかと考えた時にも、ここから先、光熱費がどこまで上がるのかといったところまで加味しながら、デリ

ケートに話していかなければいけないことなのではないかと思います。

◎会長 ありがとうございます。

◎矢向委員 資料4の6ページの「定期的な見直し」という中で、「消費税率の改正、施設の大規模な改修、管理運営方法の変更など、現行の使用料等と大きな差が生じる場合には」というような見直し条項のようなものがありますが、「この施設の大規模な改修」という表現は、これだけ読むとかなり大きな金額をイメージすると思います。それを使用料の改定に反映させようとしているように見えるので、おそらくそうではないと思うので、書き方がどうかなと思います。

もう1つ、こういう施設について、維持管理費として施設のメンテナンス費用は相当かかっているでしょうけれど、本町公民館の目の前にいると、公民館で音楽の練習をしている音が聞こえてくるのですが、防音の壁面工事をやってくれば、近隣の住宅の人たちも騒音に悩まされなくて済むだろうなといつも思っています。そういう施設の改修だとか、そういったものは、市民の人たちにとって、非常に説得力があると思います。受益者負担という考え方からすれば、施設のメンテナンスで、利用する方から受益者負担をいただくことは、普通は素直に理解されていくものではないかと思います。

◎会長 説明しやすいし、分かりやすいですね。

◎矢向委員 そうです。ですので、市民感覚としては、ここで「大規模」という言葉よりも、単純に、施設のメンテナンス、改修等で最低限の受益者負担等は発生するというのはある意味当然ですというトーンでも良いという感じがします。

あとは、やはり金額の問題だと思います。

◎中村委員 必要経費ですよ。

◎矢向委員 はい。

◎会長 ありがとうございます。

◎高橋委員 50年、60年前の時代に、自治体が手数料とか使用料を決める際というのは、政策的に決められていたことが多くて、例えば武蔵野市の場合も、プールの子ども料金を10円に設定したら、いまだに変えられていないです。10円プールというのはその象徴みたいなものですね。それから、ムーバスというコミュニティバスを立ち上げた時も、最初はワンコインで乗れるということで、100円という、それはもう本当に政策的な考え方で行っているものなので、当時もそういうやり方が行われたところを、やはりきちんと使用料、手数料の考え方について、科学的に計算して、合理的に基準を作って算定しようということでこういうものを作ったと思うのです。

ただ事務局の方でも説明されましたけれど、最終的な価格は、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮するとしていて、上げる際もいきなり

上げるのではなくて、段階的に上げていくとか、そういう判断は、議会でも、庁内でもきちんと政策的に判断をしながら決めるものだと思っていて、特に他市との均衡という観点の影響が大きいのです。

私も財政の部署にいた時に、何回もこの要領改正を経験していますが、どうしても他市よりずば抜けて上げることはできません。やはり常に均衡を求める、均衡の原則というのがあるので、すべてこの基準に当てはめて、これでいきますというわけでもないと思っていた方が良くと思います。

あと、保育料は、また別に保育料審議会というものがありますよね。

◎事務局 本市では、子ども子育て会議の中で、ご議論いただくことにはなるかと思えます。

◎高橋委員 介護保険は保険ですからまた別ですし、保育料もこういった基準に当てはめているということではないと思います。

◎会長 今おっしゃった基準に関して、4ページの50%、0%、50%、100%という表の数値について、例えば、0%は0~30%、50%は50~70%、100%は70~100%というように、幅を持たせて整理するなどして、柔軟な運用ができるようにするという事は、あっても良いかもしれません。

また、市民以外は市民の2倍の金額にするというような記述は、そこまで固定しなくても良いのではないかと思います。

いずれにしても、もう少し運用しやすいようにして、同時に、公平感を損なわないというのが大事なという気がします。

◎是枝委員 施設でいうと、建物が新しくなったら、急にその減価償却を上乗せするとすると、今まで100円で使ったものが、急に2,500円になったら、利用者は困ってしまうので、それはやはり、民間がやらないものを行政がやっているわけですから、建替えの改修費をまるごと受益者負担に乗せるのはおかしい話かと思えます。建物は、市の予算で建替えて、逆に光熱費が安くなったから利用料が少し安くなったぐらいの感覚の方が、公民館などは営利を目的に造っているわけではないので、市民の理解は得られるのではないかと思います。そこまできっちりと計算に乗せなくても良いけれど、その代わり人件費が上がって、光熱費が上がったときには、逆にきっちりと上げていかないと、使っていない市民に負担をかけることになるので、違うのではないかと思います。

◎会長 ありがとうございます。

今の話の関係で、資料の2ページの表の原価計算の算定項目の中に「土地」が入っていますけれど、新しく土地を取得してものを建てて、土地の取得費も原価になったら、膨大な金額になってしまいます。そういう見直した方が良い箇所はあるかもしれませんね。

他にご意見等は、ありますか。よろしいでしょうか。では次の議題に進みます。

清掃関連施設へのネーミングライツ導入について、事務局から説明をお願いします。

◎事務局

それでは、小金井市清掃関連施設へのネーミングライツ導入についてご説明いたします。行財政改革2025では、アクションプラン2020からの継続取組として、栗山公園健康運動センターへのネーミングライツ導入の検討を掲げておりますが、この度、この個別取組とは別に、新たな施設へのネーミングライツ導入が決定したことから、行財政改革に係る新たな取組として報告させていただくものです。

資料5をご覧ください。現在、市では、貫井北町の間中処理場跡地に令和7年3月竣工を目指して資源物処理施設を整備中ですが、当該施設は、JR中央線からよく見える場所にあり、宣伝効果が期待できる施設であると考えられたことから、所管するごみ対策課の方で、ネーミングライツの導入について検討を進めておりました。

この度、この施設に対しネーミングライツの公募を行ったところ、1者から応募があり、審査委員会の協議等を経て協定を結ぶこととなりました。

ネーミングライツの積極的な導入は、行財政改革の基本である歳入の確保に資する取組であることから、本件は行財政改革2025の中で個別取組としては予定していなかった取組ではありますが、行財政改革2025の実績の一つとして、審議会に報告させていただくものです。

ネーミングライツの詳細については、2番に記載のとおり、現在、当該施設の施工を請け負っている企業が、令和7年3月から年500万円の5年間で権利を取得しております。

なお、3その他にあるとおり、市では、ネーミングライツの導入について資料6の「小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方」を策定し、行財政改革の歳入確保の取組として推進してきております。

ネーミングライツの付与は、市の財産を有効に活用し、新たな財源を確保することにより、当該施設の持続可能な管理、運営を行い、市民サービスの向上を図ることを目的としています。このため、積極的な導入を進めたいという思いがある一方で、そもそも対象とする施設等が企業にとって宣伝効果等を見込める施設であるかどうか重要となり、本市では、これまで武蔵小金井駅南口正面の宮地楽器ホールでしか、実績はありませんでした。

今回は、JR中央線からの視認性を魅力としてネーミングライツを導入することができましたが、このような公共施設には限りもある中で、今後更なる導

入を模索すべく、他市の事例等も参考に検討していきたいと考えております。

なお、ネーミングライツの導入には、慣れ親しんだ施設が別の愛称で呼ばれることに抵抗があるといった意見や、愛称がコロコロ変わるのはいましくないといった意見、また、企業等の名が公共施設に冠されることについて疑問視する声なども一部あります。

市としては、引き続き「小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方」に基づき、行財政改革の取組としてネーミングライツの導入を進めていく考えですが、本報告を機に、改めて行財政改革審議会からもネーミングライツ導入に対する考え方やアイデアなどがございましたらお聞かせいただければと思います。説明は以上です。

- ◎会長 ありがとうございます。報告事項となりますが、ご質問などありますか。
- ◎是枝委員 ネーミングライツで、年間500万円ということですが、施設の壁面と
かに、この名前が載るのですか。
- ◎事務局 壁面ではなく、施設の上の方のバルコニーのような所に看板が設置されるよ
うです。
- ◎是枝委員 中央線から見えるところに、大きくこの名前が出るというわけではないので
しょうか。
- ◎事務局 中央線から見えるところに看板がつきます。
- ◎是枝委員 大々的にこの会社の宣伝みたいな形で、単純にあそこの幅いっぱい
に広告を出した時に月40万円は安すぎるなと思います。
- ◎事務局 愛称の看板になりますので、会社の宣伝そのものではないと思っ
ております。大きさとしましても、建物の幅いっぱいのような、そ
こまで大きい物ではないです。
- ◎是枝委員 宮地楽器ホールについている看板くらいのイメージですか。
- ◎事務局 そういう理解です。
- ◎会長 それぐらいだったら妥当ですか。
- ◎是枝委員 関連業者ですから、宣伝広告費として年間500万円は、安いとは思
います。もっともらえらると思えます。
- ◎中村委員 それは、宮地楽器ホールのときも巷で言われていました。
- ◎是枝委員 宮地楽器ホールは、いくらですか。
- ◎事務局 年間300万円です。
- ◎会長 適正な価格という意味では、競争があっても良いですね。
- ◎事務局 公募をしていますので、競争はされているものではありません。
- ◎会長 他になければ、ネーミングライツについては終了します。
次に、その他としまして、検討をお願いしたいのですが、本日は横須賀委員

がオンラインで参加されていますが、副会長もご多忙の中、遠くから時間をかけて足を運んでいただいております。D Xの議論もしている行財政改革審議会ですので、是非、審議会のオンライン開催ができないか検討していただきたいです。

◎事務局 コロナ禍にあっては、緊急的な措置としてオンラインでの開催もありましたが、基本的に審議会等は、会場への参集を前提に規定が整備されているため、平時に戻った今では、オンライン開催については関係各課と調整しなければならぬ事が多いため、この場では判断できないことをご理解ください。

◎横須賀委員 オンライン開催は、大賛成です。ウェブ会議は、議事録も自動でとれるようになるので、それも試していただいて、品質も見ていただければ良いと思います。これこそD Xだと思います。

◎会長 様々な制約もあるようですが、事務局には、是非前向きにご検討いただき、早急に改善していただきたいと思います。

会議の進め方も含めて、まずはこの行財政改革審議会から改革を進めていく、そのような立場に私たちはいると考えています。

審議会や各種委員会の設置要綱を所管する庁内の部署の方にも、本審議会から、そのような要請があった旨、しっかりとお伝えいただき、早急な対応を重ねてお願いいたします。

それでは、本日の会議は以上で終了します。

(午後 8 時 5 5 分閉会)